

今後の検討の進め方等について

平成30年8月1日

厚生労働省医薬・生活衛生局

改正後の食品衛生法（営業許可、営業届出部分抜粋）

〈営業許可〉

第54条 都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であつて、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

・ 営業許可対象業種の検討
（食品衛生法施行令）

・ 施設基準の検討
（食品衛生法施行規則）

〈営業届出〉

第57条 営業（第54条に規定する営業、公衆衛生に与える影響が少ない営業で政令で定めるもの及び食鳥処理の事業を除く。）を営もうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その営業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

・ 営業届出対象の検討
（食品衛生法施行令）

・ 届出事項の検討
（食品衛生法施行規則）

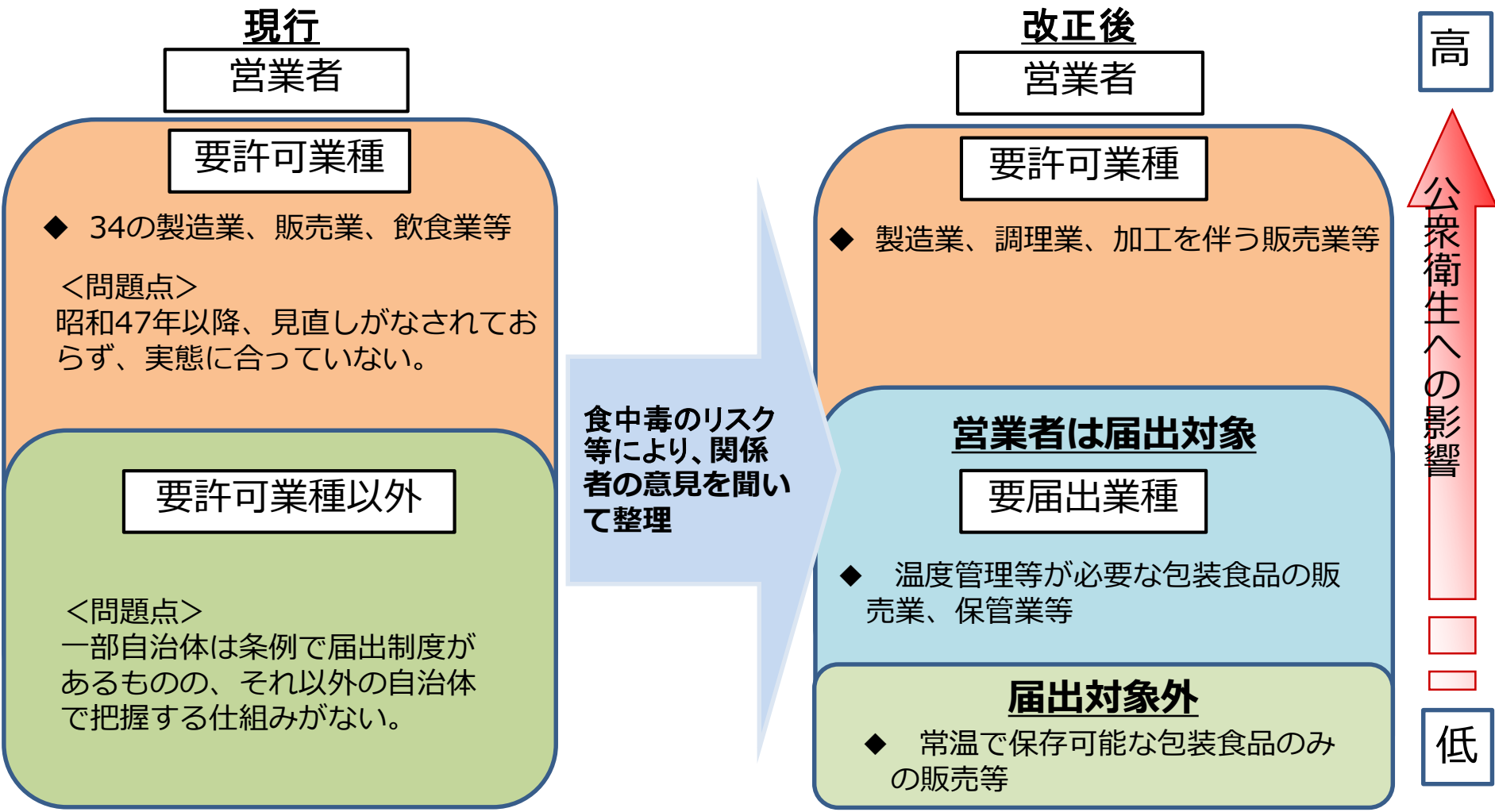
②（略）

〈施行日〉

公布の日（平成30年6月13日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

営業(者)(法第4条第7項及び第8項)
営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。



食品衛生申請等システムについて

概要

食品等事業者による営業許可等の申請手続の効率化、食品リコール情報の一元管理等の観点から、電子申請等の共通基盤のシステムを整備し、もって飲食に起因する事故の発生を防止し、あわせて食品等事業者の行政手続コスト等の軽減を図る。

- 平成30,31年度国庫債務負担行為 食品衛生申請等システム開発経費 3.4億円計上

【スケジュール】

- 平成29年度から平成30年度前半にかけて、仕様書作成・調達予定。
- 平成30年度後半から平成31年度前半にかけてシステム開発に着手予定。
- 平成31年度後半から随時システムの連携テスト、事業者へのID・パスワード発行等を行っていき、テスト運用を経て、平成33年度から本格運用を開始する予定。

システムイメージ



検討の基本的な考え方①

1 営業許可を要する業種の範囲（現行の34許可業種の見直しを含む。）

●業種ごとのリスクを考慮

- 食中毒リスクに応じたものにする等の一定の判断基準を設け、対象事業者の見直しを行う。

【判断基準（例）】

- ①食中毒等のリスクが高いもの
- ②規格基準等が定められているもの
- ③過去の食品事故や食中毒の発生状況等を踏まえて衛生上の配慮を特に要するもの

●食品産業の現状を踏まえる

- 現行制度では、許可分類が細分化されており、取り扱う食品の種類により、
1 施設で複数の営業許可申請を求めているため、実態に応じた見直しを行う。

【判断基準（例）】

- ①製造業、販売業の現状に応じた業種区分の新設・統合
- ②原材料、製造方法、施設基準が類似の製造業の統合
- 飲食店営業の許可で大規模、一定期間流通するそうざいなどの製造が可能であり、見直しが必要ではないか。

【判断基準（例）】

- ①飲食店内又は持ち帰り後速やかに消費されるそうざい、弁当など→調理業
- ②大規模施設で一定期間流通する食品→製造業

検討の基本的な考え方②

2 営業届出を要する業種の範囲

- 営業許可業種以外の製造、販売等を行う業種が基本
- 公衆衛生に与える影響が少なく、届出不要な営業（衛生管理計画の作成を義務としない）
- 一次製品の加工・販売の取扱い

3 営業許可を要する業種ごとの施設基準

- 主要自治体の条例等、ガイドラインを参考に製造、販売、保管等のカテゴリーごとに共通事項、食品や業態ごとに個別事項を整理。
注 個別事項が共通する業種は大ぐくりとすることができるか、1において検討

4 その他

- 行商（移動販売）、露店・仮設・臨時営業の取扱い
- 申請手続の効率化

今後のスケジュール（案）について

平成30年度内に営業許可・届出制度に関する政省令等の素案を取りまとめる。

開催予定		主な内容	
平成30年8月1日	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none">・ 改正法、現状の説明・ 検討の進め方	
平成30年8月～11月	月1～2回検討会 開催	<ul style="list-style-type: none">・ 営業届出を要する業種の検討・ 営業許可を要する業種・分類の検討・ 施設基準案の検討・ その他	必要に応じて事業者団体等からのヒアリング等
平成30年11～12月	全国（ブロック）説明会、意見募集		
平成31年1月～2月	1～2回検討会開催	<ul style="list-style-type: none">・ 取りまとめ	